人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣安倍晋三は八月二十日ブラジル国へ出張のため出発した。
（警察庁警備局外事情報部外事課外事情報総合研究官（兼）
刑事局付（兼）警察大学校警察政策研究センター付）警視　佐野　朋毅
内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部運用情報管理課長）に転任させる
（警察庁警察大学校刑事教養部長（兼）教授（兼）警察大学校財務捜査研修センター所長）
同　野井　祐一
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））に転任させる
（警察庁警備局付）同　向山　喜浩
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に転任させる
内閣官房内閣情報調査室カウンターインテリジェンス・センター参事官を命ずる
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する
（同）同　重永　達矢
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する
（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部運用情報管理課長）内閣事務官　河野　真
（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））同　福田　守雄
警察庁に出向させる（各通）
（同（内閣情報調査室））同　植田　秀人
警察庁に出向させる
内閣官房内閣情報調査室カウンターインテリジェンス・センター参事官を免ずる（以上八月二十二日）

海上保安庁

（第十管区海上保安本部総務部長）海上保安官　佐藤　貴浩
総務部付に転任させる
（第十管区海上保安本部警備救難部長）同　東城　英雄
第十管区海上保安本部総務部長に配置換する
（鳥羽海上保安部長）同　榎本　雄太
第十管区海上保安本部警備救難部長に転任させる
（第四管区海上保安本部警備救難部次長）同　澤井　幸保
鳥羽海上保安部長に昇任させる
二等海上保安監を命ずる（以上八月二十二日）

皇室事項

御祝電
天皇陛下は、八月二十四日ウクライナ国の独立記念日につき、同月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

沖縄地方交通審議会は、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第３号）、沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第４号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に沖縄総合事務局運輸部船舶船員課「郵便番号900－8530沖縄県那覇市おもろまち二丁目１番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　沖縄総合事務局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

平成28年８月25日

沖縄地方交通審議会会長　宮里　猛

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８－12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成28年８月24日をもって満了した。

平成28年８月25日

人事院人材局企画課長　岩崎　敏

記

平成27年度皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）
平成27年度法務省専門職員（人間科学）採用試験
平成27年度財務専門官採用試験
平成27年度食品衛生監視員採用試験

公告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年８月25日

関東地方整備局長　大西　亘

１　処分をした年月日　平成28年７月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　第一園芸株式会社　植草　慶一　東京都品川区勝島１－５－21　国土交通大臣許可（般－23）第19169号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年５月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年８月25日

関東地方整備局長　大西　亘

１　処分をした年月日　平成28年７月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アンリツネットワークス株式会社　舟橋　伸夫　神奈川県厚木市恩名５－１－１　国土交通大臣許可（特－24）第22499号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年５月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。